

道路、公園、駐車場等の安全の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例（平成16年京都府条例第42号）に基づき、道路、公園、駐車場及び駐輪場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に留意した構造、設備等に関する防犯上の指針を示し、防犯性の高い道路等の環境を促進し、未然に府民を犯罪から守ることを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) この指針は、公共の場所として不特定かつ多数の者が利用する道路等を対象とする。
- (2) この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、道路等の防犯性の向上に係る企画、設計、施設整備及び施設管理上配慮すべき事項を示し、その取組みを促すものである。
- (3) この指針は、関係法令との関係、計画上の制約、管理体制の整備状況及び地域の実情等を考慮し適用するものとする。
- (4) この指針に基づく施策の推進にあたっては、安全を確保する必要性及び地域住民が不安を感じる事案の発生状況や地域住民の要望等を勘案し、特に防犯対策を講ずる必要性の高い道路等から整備するものとする。
- (5) この指針は、社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の3点の基本原則から防犯性の向上について検討し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

- (1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）
周囲からの見通しを確保することによって、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。
- (2) 周辺居住者の共同意識の向上（領域性の強化）
周辺居住者が「わがまち意識」を持つことにより帰属意識を高め、コミュニティの形成、環境の維持管理、子ども見守り活動等の防犯活動を活発に行うことにより、犯罪の起こりにくい領域を確保する。
- (3) 犯罪企図者の接近の防止（接近の制御）
フェンス、さく等を設置すること等により犯罪企図者の侵入経路を制御し、犯罪企図者の犯行を物理的・心理的に断念させることで、犯行の機会を減少させる。

第2 配慮すべき事項等

1 道路において発生するひったくり等の犯罪を防止するため、次の点に配慮する。

- (1) 道路の構造、周辺の状況等を勘案し、可能な限り、ガードレール、歩道さく、植栽等により歩道と車道を分離すること。
- (2) 工作物等（看板、道路標識等をいう。）を設置しようとする場合には、工作物等が道路の見通しを妨げないように設置すること。
- (3) 道路の植栽の下枝等が周囲から道路への見通しを妨げないように剪定・伐採を

行うこと。

- (4) 防犯灯等を適切に設置することにより、夜間において、光害に配慮しつつ人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。
 - (5) 地下道等の犯罪発生危険性の高い道路においては、緊急通報装置（注3）等や、できる限り防犯カメラその他の防犯設備（注4）を設置すること。
 - (6) 住民運動の一環として沿道住民の理解と協力を得て、門灯等の点灯にも取り組むこと。
- 2 公園で発生する声かけ事案や犯罪を防止するため、次の点に配慮する。
- (1) 公園内の植栽については、高さや密度等の見通しの確保に配慮した樹木の種類の選定や配置とするとともに、植栽の持つ効用に配慮しながら下枝等の剪定により見通しを確保すること。
 - (2) 遊具の選定や設置を考慮し、周辺からの見通しを確保すること。
 - (3) 夜間、通路として日常的利用が想定される園路は、光害に配慮しつつ照明設備等により人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。
 - (4) 公園内に便所を設置する場合は、次に定める項目に配慮すること。
 - ア 園路又は道路から近い場所等、周囲から見通しが確保された場所に設置すること。
 - イ 建物の入口付近又は内部において、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。
 - ウ 必要と認められる箇所に防犯ベル（注6）等を設置すること。
 - (5) 公園内には必要に応じて、防犯ベルや赤色灯などの警報装置を設置すること。
- 3 駐車場において発生する盗難や死角を利用した犯罪等を防止するため、次の点に配慮する。
- (1) 駐車場の外周がさく等により周囲と区分されたものであるとともに、さく等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保に努めること。
 - (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置された構造を有すること。
 - (3) 見通しが悪く、かつ、死角となる箇所にミラー等を設置すること。
 - (4) 駐車場の出入口には、自動ゲート管理システム等を設置し、又は管理人を配置し、車両の出入りを管理すること。
 - (5) 夜間において、光害に配慮しつつ人の行動を視認できる程度以上の照度（注2・注7）を確保すること。
 - (6) 利用者に対し、看板、貼り紙等により施錠の励行など防犯のための広報を実施すること。
- 4 駐輪場において発生する自転車などの盗難等を防止するため、次の点に配慮する。
- (1) 駐輪場の外周をさく等により周囲と区分するとともに、さく等の設置に当たっては、防犯上、周囲からの見通しの確保に努めること。
 - (2) 管理者等が常駐し、若しくは巡回し、管理者がモニターする防犯カメラその他の防犯設備が設置された構造とすること。
 - (3) 見通しが悪く、かつ、死角となる箇所にミラー等を設置すること。
 - (4) チェーン用バーラック（注8）、サイクルラック（注9）等の設置による盗難防

止措置を講じること。

- (5) 床面において、人の行動を視認できる程度以上の照度（注2）を確保すること。
- (6) 利用者に対し、看板、貼り紙等により施錠の励行など防犯のための広報を実施すること。

5 立体構造の駐車場等におけるエレベーター等において発生する犯罪を防止するため、次の点に配慮する。

- (1) エレベーターの「かご」及び昇降路の出入口の扉は、エレベーターホールから「かご」内を見通すことができる構造の窓を設置すること。
- (2) エレベーターの「かご」内の照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）を確保すること。
- (3) 非常の場合において、押しボタン等により「かご」内から外部に連絡し、又は外部の非常ベルを吹鳴させる装置を設置すること。
- (4) 通報装置の位置は、子どもでも利用可能な高さとする。
- (5) エレベーターの「かご」内には防犯カメラを設置すること。
- (6) 立体駐車場でエレベーターホールを設置する場合は、管理人室等から見通しが確保された位置に配置すること。
- (7) エレベーターホールには、見通しを補完する設備として防犯カメラを設置すること。
- (8) エレベーターホールの照明設備は、人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度（注5）が確保されていること。
- (9) 立体駐車場の屋上等には、人及び車両の転落防止のための防護さくを設置すること。

6 防犯カメラの運用について

防犯カメラを設置及び運用する者は、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」（平成18年12月京都府策定）を参考にしながら管理・運用規程を定め、防犯カメラの適切な管理・運用に努めること。なお、防犯効果を高めるため、防犯カメラを設置している旨の表示等について配慮すること。

7 地区に対する住民等の帰属意識・共同意識の向上

- (1) 道路等の施設の維持管理に対して地域の住民が参画し、協働して取り組むことは、これらに対する住民の愛着心及び帰属意識を育み、地域の住民の視線が常に周囲に注がれることにつながることから、犯罪企図者に犯行を思い止まらせる効果を有するので、以下のような取組みに努めること。

ア ワークショップによる計画づくり等を含めてできる限りの住民参加を促進すること。

イ 軽微な犯罪であっても放置されれば、秩序が維持できなくなり地域全体の治安悪化につながるとの考えに沿って、落書きや違法ビラの除去、違法駐車又は放置車両の排除など、環境の改善に努めること。

ウ アドプト制度（注10）の導入等により道路等の施設の清掃、美化活動への地域住民の参加を促すこと。

- (2) 住宅地における侵入窃盗その他の犯罪防止効果を高めるため、通過交通の抑制、道路空間を活用した地域のコミュニティ意識の活性化を図るため「コミュニティ

道路」(注11)等の整備に取り組むこと。

(3) 問題意識の共有化を図るため、警察署等から当該地区での犯罪の発生状況その他の具体的な情報の提供を受けるように努めること。

8 専門家の指導助言

防犯設備(注4)等を設置する場合においては、専門家の防犯診断や指導助言を受け、防犯効果を高めるように努めること。

(注1)「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

(注2)「人の行動を視認できる程度以上の照度」とは、4メートル先の人の挙動、姿勢等が識別できる程度以上の照度(平均水平面照度(床面又は地面における平均照度をいう。以下同じ。))がおおむね3ルクス以上)をいう。

(注3)「緊急通報装置」とは、緊急通報付防犯灯システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置等、緊急時において通報者が通報ボタンを押すことにより赤色灯、非常ベル及び通報者撮影カメラが作動し、警察官と音声による通話ができる装置をいう。

(注4)「防犯設備」とは、防犯カメラ、防犯ベルなどの犯罪を防止することを目的とした設備をいう。

(注5)「人の顔及び行動を明確に識別できる程度以上の照度」とは、10メートル先の人の顔、行動が明確に識別でき、誰であるか明確にわかる程度以上の照度(平均水平面照度がおおむね50ルクス以上)をいう。

(注6)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注7) 駐車場法施行令第13条では、自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の建築物である路外駐車場の照明装置に関して、

自動車の車路の路面 10ルクス以上

自動車の駐車のために供する部分の床面 2ルクス以上

と規定している。

(注8)「チェーン用パーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車・オートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注9)「サイクルラック」とは、チェーン用パーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。

(注10)「アドプト制度」とは、地域住民、地元企業等が、道路等の公共施設の一定部分において、清掃や植栽等を自主的に意欲を持って行い、我が子の様に面倒見るといふ住民参加の制度をいう。

(注11)「コミュニティ道路」とは、周辺に通過交通を処理する幹線道路が整備されている地区の道路において、通過交通の進入を抑制し、歩行者等が安全かつ快適に通行できる交通環境を形成するため、歩道部分の幅員を広くとる、車道部分をジグザグに変化させるなどして整備される歩行者優先の道路をいう。